

議事録名	【例】2025年度 第1回虐待防止及び身体拘束適正化委員会						
実施日時	2025年5月15日(木)		14:00		から	15:00	
実施場所	〇〇障がい福祉サービス事業所2階会議室						
出席者	町田理事長、森野本部長、本町管理者（〇〇福祉事業所）、一町管理者（〇〇事業所）、三本木児童発達支援管理者、二本松サービス管理責任者、四谷サービス管理責任者						
配布資料	①虐待防止に係る措置の具体的な方法案 ②身体拘束等の適正化のための指針 ③未実施減算の資料						
決定事項	1、委員会の定期的な実施：年1回開催（5月） 2、委員会構成メンバー：理事長、本部長、各事業所の管理者及びサビ管、児発管 3、委員会の従業者へ周知：朝会での口頭説明、議事録の回覧						
検討内容	<p>（1）虐待防止について ※資料参照</p> <p>①虐待防止責任者の選任は、森野本部長とする。その旨を重要事項説明書に明記する。</p> <p>②各事業所へ虐待発見時の通報先の掲示を徹底させる。☑</p> <p>③従業者への虐待防止に関する研修は、身体拘束適正化も含めた形で、全従業者を対象に年1回以上実施する。今年度は、2026年5月28日と29日に分けて実施予定</p> <p>④マニュアルについて、第一通報先を市の障がい福祉課とすることに改める。</p> <p>⑤各事業所に虐待防止に関する啓発物を掲示する。</p> <p>⑥虐待防止の手引きにある、「体制整備チェックリスト」と「職員チェックリスト」は研修時に合わせて実施し、原本は法人本部で保管する。</p> <p>⑦虐待発生やその疑いが生じた場合は、随時委員会を開催し、検証結果と再発防止策を講じ、その検討内容や結果を従業者へ周知・徹底する。</p> <p>⑧虐待防止が図れていない場合、未実施減算が適用される場合があるため、整備内容に不備がないようにする。</p> <p>（2）身体拘束適正化のための措置 ※資料参照</p> <p>①やむをえず身体拘束を行った場合は、身体拘束の状況（態様、時間、利用者の心身の状況、実施した理由等を記録し、当委員会へ報告すること。</p> <p>②報告された事例について、状況を分析し、結果を従業者に周知・徹底する。</p> <p>③身体拘束の適正化が図れていない場合、未実施減算が適用される場合があるため、整備内容に不備がないようにする。</p>						
<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; text-align: center;"> <p>虐待防止委員会と身体拘束適正化委員会を一括で開催した場合、虐待防止と身体拘束適正化の両方の内容を明記してください。</p> </div>							
決裁	理事長		本部長		主任		記録者